

条	改定前	条	改定後
	【SBI マネーアシスタントの取扱いに関する規約】_SBI マネーアシスタント規約		【SBI マネーアシスタントの取扱いに関する規約】_SBI マネーアシスタント規約
第 12 条	<p>(過剰入金・相殺処理の取扱)</p> <p>(1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、係る入金により生じた預り金には当社は利息を付さず、返却方法及び返却場所は、会員の指定する会員名義の指定金融機関への振込その他当社所定の手続によるものとします。</p> <p>(2) 会員が、当社に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。</p>	第 12 条	<p>(過剰入金・相殺処理の取扱)</p> <p>(1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、係る入金により生じた預り金には当社は利息を付さず、返却方法及び返却場所は、本 SBI マネーアシスタント規約第 1 条(2)に定める会員名義の銀行口座、第 5 条①の会員の指定する会員名義の預金口座又は会員の別途指定する会員名義の銀行口座への振込その他当社所定の手続によるものとします。</p> <p>(2) 会員が、当社に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。</p>
-	2024 年 3 月 7 日制定	-	2024 年 9 月 26 日改定